

# 川口の農業だより

令和2年9月 No.92

市役所マルシェを第一本庁舎（新庁舎）で開催しました



新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を行い、第一本庁舎（新庁舎）において市役所マルシェを開催しました。会場は市内産の新鮮な農産物等を求める多くの来庁者で賑わいました。

## 会長あいさつ

川口市農業委員会会長 松澤 正久

清秋の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃から川口市農業委員会の活動に対し、ご理解ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

令和2年7月20日に、奥ノ木信夫川口市長から12人の農業委員が任命され、その互選により、引き続き会長の大役を仰せつかることとなりました。

さて、本市農業の現状ですが、多くの生産緑地が指定から30年を経過し、宅地化等が可能となる、いわゆる2022年問題により、農地減少の加速化が危惧されております。更に、コロナ禍による景気動向の不安が加わり、将来を見通しにくい状況ですが、本市農業を継続するため、農業委員12人、農地利用最適化推進委員2人で職務遂行に邁進して参ります。

また、農業委員会会長は、所掌事務を公平・公正に遂行することが最も重要ですが、職責を果たすためには、農業委員の協力はもとより、農業者一人ひとりのご支援が大きな力になるものと考えておりますので、更なるご協力を賜りたいと存じます。

結びに、皆様には、本市の農地の維持及び農業の発展に向けて、引き続き委員会活動に特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。

3年間、どうぞよろしく願いいたします。



編集 発行 川口市農業委員会

川口市青木2-1-1 電話 048-271-9214  
ホームページ <https://www.city.kawaguchi.lg.jp>



### 農業委員の紹介

令和2年7月20日に市長の招集により第1回農業委員会会議が開催され、12人の農業委員が任命されました。

また、会長には松澤正久氏、会長職務代理者には山岡孝氏が互選されました。



会長  
松澤正久



会長職務代理者  
山岡孝  
神根地区



中田晋一  
安行地区



山崎豊  
安行地区



茅野和廣  
南平、吉木、芝、  
横曽根及び鳩ヶ谷地区



伊藤勝博  
神根地区



中村浩幸  
新郷地区



高山豊江  
安行地区



早船輝明  
戸塚地区



加藤吉江  
神根地区



小横敏文  
安行及び戸塚地区



中山正二  
神根地区

### 【農地利用最適化推進委員】



船津新一



細田敏雄

令和2年7月29日の第2回農業委員会会議にて農業委員会から2人の委員が委嘱されました。

長きに渡り農業委員・農地利用最適化推進委員としてご尽力いただきありがとうございました。

#### 〈退任農業委員〉

飯村 靖史様      山岡 宗義様      小林 祐一様      坂口 清貴様  
中田 英一朗様      中山 栄次様      高山 健司様      鈴木 國雄様

#### 〈退任農地利用最適化推進委員〉

泉 淳夫様      鈴木 眞司様

### 川口農業ブランド制度 農産物募集

川口農業ブランド制度は、川口市内の農業者によって生産された特に優れた農産物を「川口農業ブランド」として認定する制度です。「川口の気候と風土に適しており、川口の農業者の知恵と努力によって育まれた農産物であること」や「消費者や流通関係者からも高い評価を受けている」等、10項目の認定基準に基づいた評価、審査を経て認定されます。

#### 申請資格

次の条件に該当するかた  
①川口市内に住所を有する農業者  
②川口農業ブランド推進協議会の会員

#### 申請対象

申請資格を有するかたが自ら生産する農産物

#### 認定の種類と有効期間

・川口農業ブランド認定 (3年間) ★★★★★  
・優良認定 (1年間) ★★★★★  
・推奨認定 (1年間) ★★★★★  
※認定された農産物は、川口農業ブランドとして活用いただけます。

### 優良認定農産物(5品目)と生産者の紹介 (令和2年8月末現在)



「小品盆栽」  
豊田 耕一郎 氏



「シクラメン」  
吉澤 明弘 氏



「鉄砲百合」  
矢作 浩司 氏



「白菜(オレンジクイーン)」



「チャボヒバ南幹仕立て」  
鈴木 國雄 氏      尾林 弘一 氏

### 推奨認定農産物(13品目)と生産者の紹介 (令和2年8月末現在)



「シノブ風鈴」  
鈴木 絵 氏



「ソヨゴ」  
桐山 洋一郎 氏



「草月盆栽」  
豊田 徹 氏



「くにちんぷよーものいちご」



「ジャガイモ(ワセシロ)」  
山崎 一 氏



「盆栽(山もみじ)」  
赤沼 祐司 氏



「ミょうが竹」



「クレマナス(チッセン)」



「アメリカハナノキ  
(アメリカナツメ)」



「生姜(金時)」



「アイスプラント」



「ケール」



「ベチユニア」

吉田 俊行 氏      磯貝 輝男 氏      石井 カ 氏      石井 崇作 氏      高橋 悟 氏      高橋 悟 氏      石井 悦男 氏

川口農業ブランド推進協議会事務局 電話:048-296-4021 / 農政課 電話:048-259-7249

### 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農業者への支援策

- 持続化給付金  
新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするための給付金です。
- 経営継続補助金  
新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた支援を行うための補助金です。
- 家賃支援給付金  
5月の緊急事態宣言の延長等により、売上減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減するための給付金です。

詳細については、農林水産省のホームページでご確認ください。



## 農地パトロールを実施します

遊休農地の実態把握、発生防止及び解消、違反転用の発生防止及び早期発見のため、毎年農地パトロールを実施しています。今年も例年どおり9月から10月にかけて農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施しますので、農地の適正な管理に努めるようお願いいたします。遊休農地を所有するかたには、農地活用について意向を伺うことがあります。また、遊休農地解消に、川口市農地情報登録制度の活用をご検討ください。

## 農業災害発生時の報告のお願い

台風・降雪等の自然災害により農業用施設や農作物に被害が生じた場合は、速やかに、農政課へ、被害状況の報告をお願いします。報告された情報は災害復旧の対策に役立てられるとともに、国及び地方公共団体による支援等を受けられる場合があります。

なお、被害報告は、被害状況(施設の場合は構造(パイプ、鉄骨等)、棟数、施設面積等、農作物の場合は面積、量、本数等)を目付が分かるように撮影するなど記録を残していただくとともに、可能な限り、日頃の施設等の状況につきましても記録に残していただけますようお願いいたします。

農政課農政係 電話：048-259-9020

## 掛け金の安いタイプの収入保険ができました

収入保険は、災害や不作のため保険期間の収入が基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんするのが基本のタイプです。令和2年からは、これに加えて、補償の下限(70%・60%・50%)を選択することにより保険料を安くして加入できるタイプができました。

### \*基本タイプ

基準収入1,000万円の場合、保険料7万8千円、積立金22万5千円、付加保険料2万2千円で、最大810万円の補てんが受けられます。収入がゼロになったときは810万円の補てんが受けられます。

### \*基準収入の60%までの額の9割を上限にするタイプ

基準収入1,000万円の場合、保険料6万2千円、積立金22万5千円、付加保険料2万1千円で、最大270万円の補てんが受けられます。ただし、600万円を下回った分の補てんはありません。

上の2つのタイプで保険料は1万7千円の違いがあります。また、被害がなければ翌年の積立金の支払いは必要ありません。

加入条件や詳細は、埼玉県農業共済組合本所(048-645-2141)にお問い合わせください。

## 農業者年金に加入しましょう

◎農業に従事するかたの老後の安心に役立ちます。

### 国民年金 + 農業者年金

◎こんなかたが加入できます。(①②③の要件をすべて満たすかた)

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事するかた
- ③20歳以上60歳未満のかた

◎積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯受け取れます。

(仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。)

◎保険料は、月々2万円から6万7千円までで、いつでも変更できます。

◎支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

独立行政法人農業者年金基金 電話：03-3502-3199

